

【1. 本人から個人番号の提供を受ける場合(自動車税版)】

①②各々確認書類が必要です。※原則、原本(「写し」と明記しているものを除く)

① 番号確認のための書類(具体例)	
○個人番号カード	左記書類のうち いずれか一つ
○通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。	
○個人番号が記載された住民票の写し	
○個人番号が記載された住民票記載事項証明書	
○自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書 (提示時において作成した日から6か月以内のものに限る)	

② 身元確認のための書類(具体例)	
○個人番号カード	左記書類のうち いずれか一つ
○運転免許証	
○運転経歴証明書(交付年月日がH24.4.1以降のもの)	
○旅券	
○身体障害者手帳	
○精神障害者保健福祉手帳	
○療育手帳	
○在留カード	
○特別永住者証明書	
○写真付学生証	
○写真付身分証明書	
○写真付資格証明書	
○戦傷病者手帳	
上記書類の提出が困難であると認められる場合は、以下の書類のうちいずれか一つ	
○公的医療保険の被保険者証	左記書類のうち いずれか一つ
○年金手帳	
○児童扶養手当証書	
○特別児童扶養手当証書	
○車検証(使用者(本人)が納税義務者の場合に限る)	
上記書類の提出が困難であると認められる場合は、以下の書類を二つ以上	
○写真なし学生証等	左記書類のうち 二つ以上
○税又は公共料金等の領収書等	
○住民票の写し	
○車検証の写し(使用者(本人)が納税義務者の場合に限る)	